

社会福祉法人 祐寿会

よしき悠々苑居宅介護支援事業所 重要事項説明書

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 祐寿会
(2) 法人所在地 山口県山口市吉敷佐畠四丁目 8 番 1 号
(3) 電話番号 083-932-0232
(4) 代表者氏名 理事長 山本 二郎
(5) 設立年月日 昭和 62 年 5 月 27 日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
(2) 事業の目的 事業所の介護支援専門員が、要介護者等の心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人や家族の意向等を基に、地域における指定居宅サービス等を適切に利用できるよう、居宅サービス計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的としています。
(3) 事業所の名称 よしき悠々苑 居宅介護支援事業所
(4) 事業所の所在地 山口県山口市吉敷佐畠四丁目 8 番 1 号
(5) 電話番号 083-932-0231
(6) 事業所管理者氏名 山根 昌江
(7) 当事業所の運営方針

- 事業の実施に当たっては、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行います。
- 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。
- 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行います。
- 事業の運営に当たっては、市町村、包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めます。

- 5、利用者の要介護認定等に係る申請に対して、利用者の意思を踏まえ必要な協力を行います。また、要介護認定等の申請が行われているか否かを確認し、その支援も行います。
- 6、上記のほか、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年、厚生省令第38号）」を遵守します。

（8）開設指定年月日 平成12年4月1日 山口県3570300032

3. 事業実施地域及び営業時間

（1）通常の事業の実施地域 山口市

（2）営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日まで（12月31日から1月3日までを除く）
営業時間	午前8時30分～午後5時30分 (必要に応じて時間外に対応)

4. 職員の体制

当事業所では、利用者に対して居宅介護支援を提供する職員として、次の職種の職員を配置しています。

職種	常勤	非常勤	職務の内容
1. 管理者	1名		職員の管理、業務の管理
2. 介護支援専門員	1名（1名管理者兼務）		居宅サービス計画の作成、連絡調整
	主任介護支援専門員1名含む		

あなたの担当者は、
です。入院等された場合は、病院、診療所に担当者の
氏名、連絡先をお伝えください。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

サービス提供における事業者の義務（契約書第10条、第11条参照）

当事業所では、契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①利用者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から5年間保管するとともに、利用者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ②利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他利用者から申し出があった場合には、利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。
- ③事業者、介護支援専門員または従業員は、居宅介護支援を提供するうえで知り得た利用者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。（守秘義務）

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

（利用料金は通常の場合介護保険から給付されますので、利用者の利用料負担はありません。）

緊急時の対応方法

サービスの利用中において、救急の事態が発生した場合は最寄の医療機関へ応援を要請するか緊急通報をします。

事故発生時の対応

応急措置を講じ、必要に応じて救急や主治医への連絡をとるとともに、家族・行政機関その他関係先へ連絡をとります。

非常災害時の対応

利用者の居住区域において、居宅介護支援の提供ができない災害が発生した場合は、連絡手段が確保されている場合を除いては、予定されている訪問を取り止める事があります。また連絡手段の確保が困難な場合は、確保できた時点で連絡を入れさせていただきます。

(1) サービスの内容と利用料金（契約書第3~6条、第8条参照）

＜サービスの内容＞

① 居宅サービス計画の作成

家庭を訪問して、利用者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービスが、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

＜居宅サービス計画の作成の流れ＞

①事業者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させます。

②居宅サービス計画の作成の開始にあたって、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族等に対して提供し、利用者にサービスの選択を求めます。利用者が訪問看護・通所リハビリテーション等の医療系サービスを希望する場合には、利用者の同意を得て、主治医の意見を求めます。

③介護支援専門員は、利用者及びその家族の置かれた状況等を考慮して、利用者に提供されるサービスの種類、目標とその達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。

④介護支援専門員は、前項で作成した居宅サービス計画の原案に盛り込んだ指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について利用者及びその家族等に対して説明し、利用者の同意を得た上で決定するものとします。

②居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・利用者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・利用者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請代行等、必要な援助を行います。

③居宅サービス計画の変更

利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

利用者は、居宅サービス計画作成にあたり、介護支援専門員から複数の指定居宅サービス事業所の紹介を求める事や居宅サービス計画原案に位置づけた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求める事が出来ます。

前六ヶ月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合（別紙）、前六ヶ月間に該当指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうち同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合（別紙）等につき文章を交付し説明を行い、理解を得ます。

④介護保険施設への紹介

利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

⑤サービス利用料金

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、利用者の自己負担はありません。

ただし、利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額をいったんお支払い下さい。

1ヶ月につき 実費

利用者負担について、負担割合に応じて1割～3割の方がいますので、利用料は利用者の負担割合に応じた金額になります。

⑥交通費（契約書第8条参照）

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。サービス利用終了時に、その都度お支払いください。

- ・自動車を使用する場合の実費相当額

- | | |
|-----------------------------|----------|
| (1) 事業所から片道おおむね 20 キロメートル未満 | 150円（片道） |
| (2) 事業所から片道おおむね 20 キロメートル以上 | 250円（片道） |

⑦利用者の居宅への訪問頻度の目安

介護支援専門員は利用者の状況把握の為、要介護認定有効期間中、月間一回以上の訪問を目安とします。（災害時や感染症拡大の場合を除く）

6. サービスの利用に関する留意事項

（1）サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

（2）介護支援専門員の交替（契約書第7条参照）

①事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

②利用者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、利用者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

（3）損害賠償について（契約書第12条参照）

事業者の責任により契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

7. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の5日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。（契約書第2条参照）

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。(契約書第13条参照)

- ①利用者が死亡した場合
- ②要介護認定により契約者の心身の状況が自立及び要支援と判定された場合
- ③利用者が介護保険施設に入所した場合
- ④事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥利用者から解約又は契約解除の申し出があった場合(詳細は以下をご参照下さい。)
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合(詳細は以下をご参照下さい。)

(1) 利用者からの解約・契約解除の申し出(契約書第14条、第15条参照)

契約の有効期間であっても、利用者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の5日前までに事業所へ届け出てください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合
- ②事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合
- ③事業者もしくは介護支援専門員守秘義務に違反した場合
- ④事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不诚信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出(契約書第16条参照)

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不诚信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ③利用者又はその関係者からのハラスメント行為により業務に支障をきたし、業務の継続が困難と思われる場合

8. 虐待の防止について(契約書第17条参照)

事業者は、利用者等の人権擁護、虐待防止等のため、次の掲げるとおり必要な措置を講じます。

虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者 施設長 藤本 徹央

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を設置し定期的に開催するとともにその結果について従業員に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対し虐待の防止のための研修を定期的に開催するために研修計画を定めます
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

虐待又はその疑いが発生した場合の対処方法

虐待等が発生した場合には速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位如何を問わず厳正に対処します。緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

9. 衛生管理について（契約書第18条参照）

事業所において感染症が発生し又まん延しないように、次に掲げるとおり必要な措置に取り組みます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止の為の対策を検討する委員会を、3ヶ月に1回実施するとともに、その内容を各職員に伝えます。
- (2) 職員に対し、感染症の予防に関連した研修を実施します。

10. ハラスメント対策について（契約書第20条参照）

- (1) 事業所は職場におけるハラスメント行為の防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- (2) 利用者と当事業所職員に関連したハラスメント行為を禁止します。

11. 苦情の受付について（契約書第19条参照）

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情や相談は以下の専用窓口で受付ます。

○苦情解決責任者（担当者）	[職名]	施設長	藤本 徹央
○苦情受付窓口（担当者）	[職名]	事務長	島尾 豪
[電話番号]	083-932-0232		
[受付時間]	毎週月曜日～金曜日 8:30～17:30		

(2) 法人 苦情受付 第三者委員

評議員	加世田 三郎	083-928-8953
	〒753-0817	山口市吉敷赤田一丁目13-17
評議員	竹田 悅子	090-4653-1904
	〒753-0816	山口市吉敷佐畠四丁目4番13号

(3) 行政機関その他苦情受付機関

山口市・市役所 介護保険課	所在地 山口市亀山町2-1 電話番号 083-934-2795 受付時間 8:30～17:15
国民健康保険団体連合会	所在地 山口市朝田岡の口1980番地7 電話番号 083-995-1010 受付時間 8:30～17:00

12. 身体拘束について（契約書第 22 条参照）

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び様についての記録を行います。

また事業所として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性・・・直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性・・身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性・・・利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

13. 業務継続計画の策定等（契約書第 23 条参照）

施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護福祉施設サービスの提供の継続的な実施、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。また、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

業務継続計画については、定期的に見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

（附則）

この規定は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

（附則）

この規定は、平成 19 年 10 月 16 日に改定する。

（附則）

この規定は、平成 20 年 2 月 1 日に改定する。

（附則）

この規定は、平成 20 年 11 月 1 日に改定する。

（附則）

この規定は、平成 21 年 4 月 1 日に改定する。

（附則）

この規定は、平成 25 年 4 月 1 日に改定する。

（附則）

この規定は、平成 29 年 1 月 1 日に改定する。

(附則)

この規定は、平成 29 年 8 月 24 日に改定する。

(附則)

この規定は、令和元年 5 月 1 日に改定する。

(附則)

この規定は、令和元年 9 月 1 日に改定する。

(附則)

この規定は、令和元年 11 月 1 日に改定する。

(附則)

この規定は、令和元年 12 月 16 日に改定する。

(附則)

この規定は、令和 2 年 4 月 1 日に改定する。

(附則)

この規定は、令和 3 年 4 月 1 日に改定する。

(附則)

この規定は、令和 4 年 4 月 1 日に改定する。

(附則)

この規定は、令和 4 年 6 月 1 日に改定する。

(附則)

この規定は、令和 4 年 7 月 1 日に改定する。

(附則)

この規定は、令和 4 年 12 月 1 日に改定する。

(附則)

この規定は、令和 5 年 4 月 1 日に改定する。

(附則)

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日に改定する。

(附則)

この規定は、令和 6 年 5 月 1 日に改定する。

(附則)

この規定は、令和 6 年 6 月 12 日に改定する。

(附則)

この規定は、令和 6 年 10 月 16 日に改定する。

私は契約書および重要事項説明書により、事業所から指定居宅介護支援の説明を受け、了承しました。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、利用者、事業者が記名捺印のうえ、各一通を保有するものとします。

令和 年 月 日

利用者 住所
氏名 印

家族 住所
氏名 印
(続柄:)

身元保証人 住所
氏名 印

事業者 住所 山口県山口市吉敷佐畠四丁目 8 番 1 号
事業者名 社会福祉法人祐寿会
代表者氏名 理事長 山本 二郎 印

説明者 よしき悠々苑居宅介護支援事業所
職種 介護支援専門員
氏名 印